

主な改訂点 1. 市医療本部要員の参集基準と応急救護所設置基準 改訂案

<改訂理由>

東日本大震災や令和元年度南房総市台風被害の実際より、現マニュアルの震災風水害参集基準が現状と適しておらず、見直しが必要。

<習志野市の基準>

		災害時医療		
		災害本部設置	医療本部設置	応急救護所設置
現 行	震度・津波の基準	<ul style="list-style-type: none"> 市内震度5強以上→自動配備 「津波警報」「大津波警報」発表→自動配備 市長が必要と認めた時→呼び出し 	<ul style="list-style-type: none"> 市内震度5強以上→自動参集 東京湾内に大津波警報（特別警報）発表→自動参集 東海地震警戒宣言発令→自動参集 	<ul style="list-style-type: none"> 市内震度5強以上→自動参集 東京湾内に大津波警報（特別警報）発表→呼び出し 東海地震警戒宣言発令→呼び出し
	風水害等基準	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報発表→自動配備 市長が災害対策本部の設置が必要と認めた時→呼び出し 	<ul style="list-style-type: none"> 市に気象の特別警戒発表→自動参集 その他、市災害対策本部長が必要と認められた時（大規模事故なども含む）→呼び出し 	<ul style="list-style-type: none"> 市に気象の特別警戒発表→呼び出し その他、市医療本部長が必要と認めた時（大規模事故なども含む）→呼び出し
改 訂 案	震度・津波の基準	<ul style="list-style-type: none"> 市内震度5強以上→自動配備 「津波警報」「大津波警報」発表→自動配備 市長が必要と認めた時→呼び出し 	【案】市内震度6弱以上→自動参集	【案】市内震度6弱以上→自動参集
	風水害等基準	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報発表→自動配備 市長が災害対策本部の設置が必要と認めた時→呼び出し 	【案】震災以外は災害対策本部長が必要と認めた時設置→呼び出し	【案】震災以外は医療本部長が必要と認めた時設置→呼び出し

<改訂案の詳細>

(震災)

震災は予見できないため、自動参集が望ましい。

実際を踏まえ震度5強では人的被害が大きくなる建物全壊等の想定は低い。医療機関が診療できる体制であれば平時の診療体制を維持できることが望ましい。市職員は震度5強で全職員は参集するため、状況によって行政にて医療機関の状況を把握し、必要時災害対策本部へ打診し医療本部を立ち上げることは可能。

→ (震災) 東日本大震災の実際と震度6強の被害想定を踏まえ、医療本部及び応急救護所の自動参集を震度6弱としたい。

(震災以外の風水害等)

風水害等は予見し行動することが想定されるため、事前に連絡し参集指示をかけることは可能。

加えてその他の大事故等は、各自内容を判断し自動参集することが難しい。

→ (震災以外の風水害等) 医療本部は「災害対策本部長が必要と認めた時（風水害、大事故等ライフライン停止等地域医療体制が機能しない場合）」に参集、応急救護所は「医療本部長が必要と認めた時」に設置としたい。

※参考 近隣市の災害医療本部及び救護所設置状況

	設置基準	
	医療本部	救護所
船橋市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内震度5強以上：災害医療対策本部員（保健所・災害医療コーディネーター）及び第1・2災害医療対策班は医療本部へ自動参集 ・市内震度6弱以上：医療関係団体代表者参集。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内震度6弱以上は自動設置
鎌ヶ谷市	—	被害状況を考慮し衛生医療班本部において協議の上、被害が甚大である等地域に救護所の設置候補場所の中から選定
市川市	市内震度5弱若しくは5強の地震の発生した場合、または市長から指示のあった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・市内震度6弱以上が発生した場合、医療本部の指示により8箇所の拠点医療救護所を開設 ・震度6強以上の場合、拠点医療救護所を自動開設。
八千代市	市内震度6弱以上の地震発生又は被災状況により応急救護所が必要と認めた場合 ※東京女子医科大学八千代医療センター内に救護本部を設置。	—
松戸市	市内震度5強以上	市内震度6弱以上
	市長の指示がある場合や健康福祉部長が必要と認めた場合	救護本部の指示